

高齢者等世帯ごみ出し支援 事業概要説明書

1 はじめに（支援の概要）

- ・ この事業では、利用者のご自宅へ、週に1回ごみの収集にお伺いします。
ご自身でごみを集積所まで出しに行くことが困難で、他の方の協力を得ることができない高齢者または障害者のみの世帯に対し、ごみの収集の支援をさせていただきますとともに、ごみが出ていないときは安否確認を行います。
- ・ 支援の詳しい対象世帯や事業の詳細につきましては、次のページよりご説明させていただきます。内容をご確認のうえ、利用の検討をお願いします。
- ・ ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

三豊市役所 市民環境部 環境衛生課

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1

電話番号：0875-73-3007

ファックス：0875-73-3020

2

支援の対象世帯

世帯を構成する者及び同一の家屋に居住する者のすべてが次のいずれかの要件に該当している世帯が対象です。

- (1) 介護保険制度により要支援1から要介護5までのいずれかに該当する者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 療育手帳の交付を受けている者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証(精神通院医療)の交付を受けている者
- (5) 特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている者

※次に該当する世帯は支援を受けることができません。

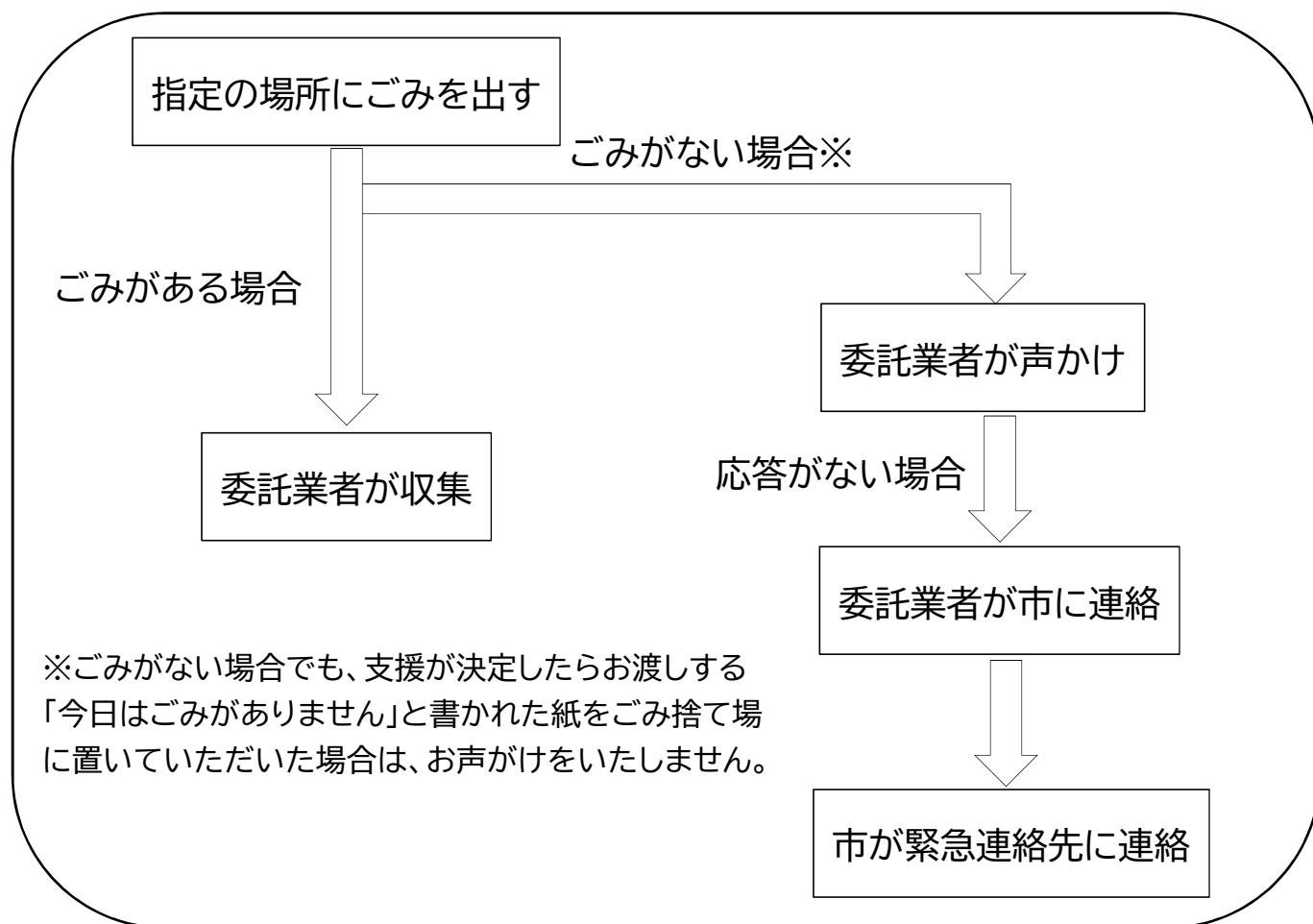
三豊市に住所を有していない世帯、施設へ入所している世帯、他のごみ出し支援を受けている世帯

3

支援内容

- (1) 支援対象世帯宅に毎週1回、自宅の玄関先など指定された場所に出された家庭ごみ(粗大ごみを除く)を収集します。
- (2) 事前連絡なくごみが出ていない場合は声かけをし、応答がない場合は緊急連絡先へ連絡をして、安否確認を行います(次ページにイメージ図あり)。

支援内容のイメージ図



4 支援内容の補足説明

- ・ 支援対象世帯は、専用の容器（ポリペールは1つまでと、キャリーは2つまで）をご自身で用意いただき、敷地内に置いてください。購入費用は利用者負担となります。
- ・ 支援の利用料として、1世帯につき月額1,000円を口座振替でご納付いただきます。
- ・ アパートやマンションなど共同住宅に居住している世帯は、申請者がごみの置き場について、当該住宅の管理者に同意を得てください。

5 支援開始までの流れ

- ① 申請書受理(本庁舎1階の環境衛生課もしくは各支所に提出してください。)
- ② 環境衛生課職員が利用者宅を訪問し、ごみ出し場所の確認などを行います。
- ③ 要件を満たしていることが確認できたら、支援決定通知を送付し支援開始。

6 支援の開始日

支援の開始日については、支援決定通知に記載をいたします。支援が決定した場合、口座振替依頼書の提出や、ごみ出しで使用するポリパールなどの蓋付きの容器およびキャリーなどをご用意ください。

7 収集曜日、収集時間

- ・ 収集曜日は、次のとおりです。

詫間町(栗島・志々島を除く)、仁尾町、三野町 … 火曜日

高瀬町、豊中町、山本町、財田町 … 木曜日

- ・ 収集時間は午前9時から午後4時までの間です。随時ご自宅を訪問し収集をいたしますので、ごみは午前9時までにお願いします。

三豊市の定める分別の方法により、ごみを出してください。

(1) 燃やせるごみ

- ・ 三豊市指定ごみ袋に入れ、ポリパールなどの蓋付き容器内に保管する。
- ・ 剪定枝は紙紐などで縛る(指定ごみ袋は不要)。

(2) 燃やせないごみ、有害ごみ

- ・ 燃やせないごみと有害ごみの蛍光灯、電池、ライターなどは、種類ごとに分別して透明の袋に入れ、キャリー内に出す。

(3) 資源ごみ

- ・ ペットボトル、びん類、缶類、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、金属は、種類ごとに分別して透明の袋に入れ、キャリー内に出す。



ポリパール(蓋付き容器)の例



キャリーの例

※色や大きさは問いません。ご家庭から出るごみが入りきる程度の大きさにしてください。

9 申請内容の変更

申請した内容に変更が生じたときは、環境衛生課へ変更届(様式第3号)を提出してください。

10 利用の休止及び再開

利用者が入院などの理由により、ごみ出し支援を一時的に休止しようとするときは、環境衛生課へ利用休止等届(様式第4号)を提出してください。

また、再開する場合も同様に、利用等休止届を提出してください。

11 利用の終了

利用世帯が次のいずれかに該当するときは、速やかに環境衛生課へ利用廃止届(様式第5号)を提出してください。

① 世帯員のすべてが住所を変更したとき

(新住所であらためて申請する。施設入所の場合は支援対象外。)

② 支援対象世帯の要件に該当しなくなったとき

③ 支援が不要となったとき